

平成 30 年度 一般社団法人東京都電設協会との意見交換会

- 日時：平成 31 年 2 月 20 日（水）13 時 30 分～14 時 30 分
- 場所：東京都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 21

○ 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 建設業の社会保険加入及び中長期的な担い手確保の取組みについて
- (2) 入札契約制度改革本格実施後の状況について
- (3) その他要望等

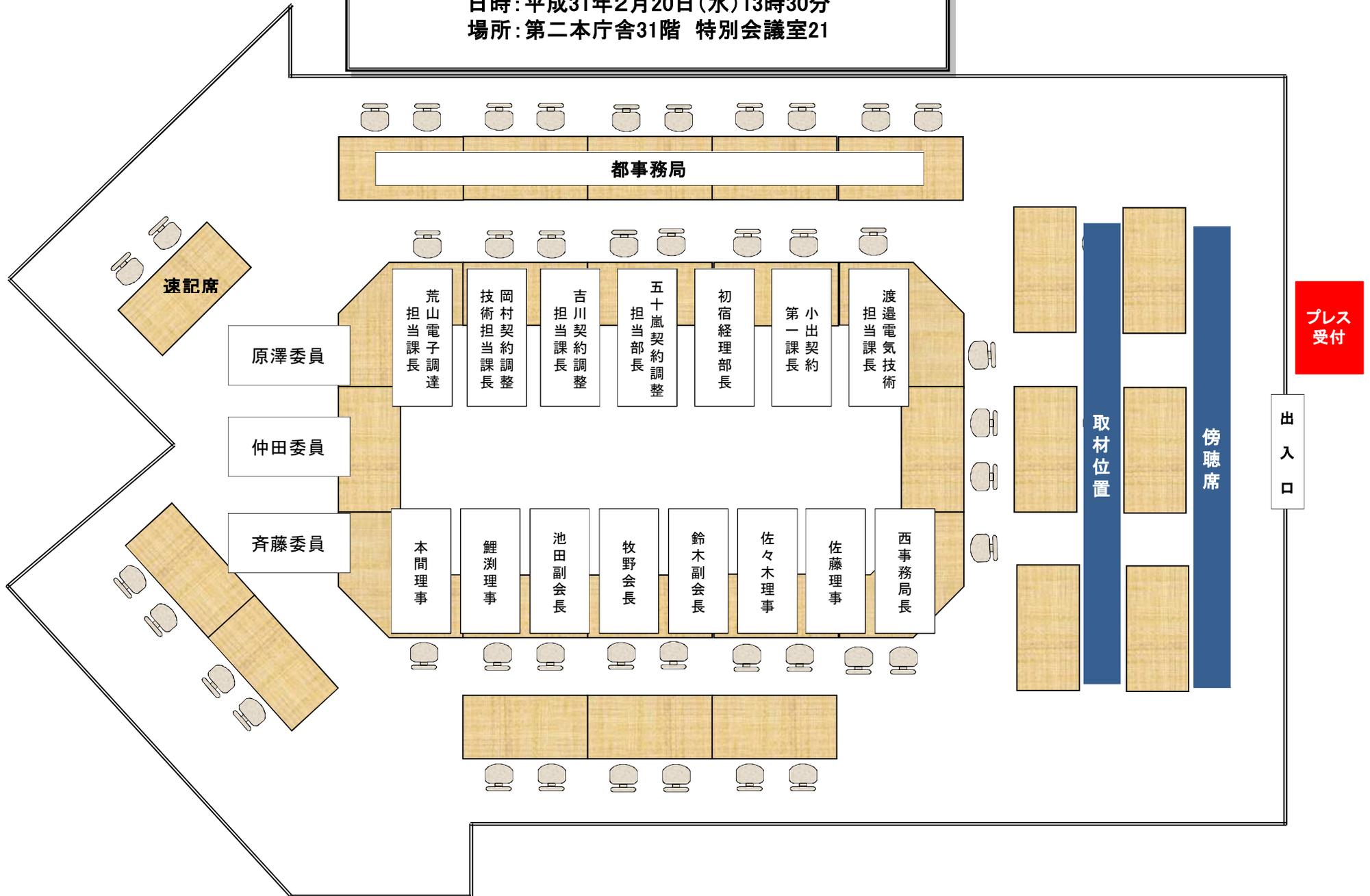
3 閉 会

平成31年2月20日

平成30年度 一般社団法人東京都電設協会との意見交換会 出席者名簿

- ◎ 一般社団法人 東京都電設協会 (敬称略)
- | | |
|------|---------|
| 会長 | 牧野 光洋 |
| 副会長 | 池田 憲治 |
| 副会長 | 鈴木 啓友 |
| 常任理事 | 鯉淵 要三 |
| 常任理事 | 佐々木 光太郎 |
| 常任理事 | 本間 正明 |
| 常任理事 | 佐藤 啓二 |
| 事務局長 | 西 洋一郎 |
- ◎ 学識経験者
- | | |
|---------------|-------|
| 入札監視委員会制度部会委員 | 斉藤 徹史 |
| 入札監視委員会制度部会委員 | 仲田 裕一 |
| 入札監視委員会制度部会委員 | 原澤 敦美 |
- ◎ 都側職員
- | | |
|------------------|--------|
| 財務局経理部長 | 初宿 和夫 |
| 財務局契約調整担当部長 | 五十嵐 律 |
| 財務局経理部契約調整担当課長 | 吉川 健太郎 |
| 財務局経理部契約調整技術担当課長 | 岡村 忠祐 |
| 財務局経理部電子調達担当課長 | 荒山 英之 |
| 財務局経理部契約第一課長 | 小出 真志 |
| 財務局建築保全部電気技術担当課長 | 渡邊 俊幸 |

東京都電設協会との意見交換会 会場レイアウト図
 日時:平成31年2月20日(水)13時30分
 場所:第二本庁舎31階 特別会議室21



平成 30 年 12 月 5 日

一般社団法人 東京都電設協会
会長 牧野 光洋 様

東京都財務局経理部契約調整担当課長

意見交換会の開催のご案内及び実態調査へのご協力をお願い

日頃より、東京都の入札契約制度につきまして、ご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、標記意見交換会を下記のとおり、東京都入札監視委員会制度部会の下で開催したいと存じますので、ご多用中誠に恐縮ですが、ご出席くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、意見交換は、「建設業の社会保険加入及び中長期的な担い手確保の取組について」及び「入札契約制度改革本格実施後の状況について」をテーマとし、活発かつ有意義な意見交換を行いたいと考えております。つきましては、建設業の社会保険加入及び中長期的な担い手確保の取組状況等を確認させていただきたいと存じますので、団体の会員の皆様への実態調査（アンケート）の実施を賜りたく、お願い申し上げます。

また、発注者としての東京都に対するご要望等がございましたら、実態調査の結果とりまとめとともにご提出くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

記

1 日 時

平成 31 年 2 月 20 日（水） 13：30～14：30

2 場 所

調整中のため、別途ご連絡致します

3 意見交換のテーマ

- (1) 建設業の社会保険加入及び中長期的な担い手確保の取組について
- (2) 入札契約制度改革本格実施後の状況について
- (3) その他要望等

4 実態調査

調 査 内 容：別紙のとおり（平成 28 年度意見交換の際、ご依頼した実態調査の内容に質問事項を一部加えたものとなっております）

取りまとめ：平成 28 年度意見交換と同様のかたちでお願いします

回 答 期 限：平成 31 年 1 月 31 日（木）

【事務局】

東京都財務局経理部総務課

契約調整担当 吉川・渡・大森

代表：03-5321-1111 内線：26-110

直通：03-5388-2608（直通）

建設業の社会保険加入及び中長期的な担い手確保の取組に係る実態調査

〔回答者〕

会社名		氏名	
TEL		メール	

I. 社会保険の加入状況について

Q1. 会員企業及び一次下請企業の保険加入状況

1-1. 貴社の社会保険加入状況について、該当する番号を選んでください。

1.健康保険	回答欄	2.厚生年金保険	回答欄	3.雇用保険	回答欄
①加入		①加入		①加入	
②適用除外		②適用除外		②適用除外	
③未加入		③未加入		③未加入	

1-2. 貴社と契約を結んでいる一次下請企業の社会保険加入状況等についてお答えください。

1.健康保険			社			社
2.厚生年金保険	加入		社	適用除外		社
3.雇用保険			社			社
					未加入	社

Q2. 二次下請企業に対する社会保険の加入指導状況

2-1. 二次下請企業に対する社会保険の加入指導について、該当する番号を選んでください。

- ①直接指導を行っている
 ②一次下請を通じて、指導を行っている
 ③全員加入しているため指導の必要がない
 ④指導は行っていない
 ⑤二次下請はいない

回答欄

--

2-2. 2-1で①または②を選択した場合、どのように行っているか具体的に教えてください。

回答欄	
-----	--

2-3. 2-1で④を選択した場合、その理由を教えてください。

回答欄	
-----	--

Ⅱ.賃金水準の確保状況について

Q1. 従業員の最近1年間の賃金

1-1. 貴社の従業員の最近1年間の賃金について、該当する番号を選んでください。

- ①基本給を引き上げた
- ②一時金のみ引き上げた
- ③引き上げを予定している
- ④引き上げる予定はない
- ⑤引き下げた

回答欄

1-2. 上記で④または⑤を選択した場合、その理由を教えてください。

回答欄	
-----	--

Q2. 下請と契約する際の最近1年間の労務単価

2-1. 下請と契約をする際の最近1年間の労務単価について、該当する番号を選んでください。

- ①引き上げた
- ②引き上げを予定している
- ③引き上げる予定はない
- ④引き下げた

回答欄

2-2. 上記で③または④を選択した場合、その理由を教えてください。

回答欄	
-----	--

Ⅲ.法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況について

Q1. 下請に対する見積条件への明示

1-1. 下請企業への見積り依頼の際、法定福利費の内訳明示した見積書の提出を条件としていますか？次の選択肢の中から該当する番号を選んでください。

- ①全ての見積り依頼で条件としている
- ②一部の見積り依頼で条件としている
- ③条件としていない

回答欄

1-2. 上記で③を選択した場合、その理由を教えてください。

回答欄	
-----	--

Q2. 下請からの見積書の提出状況

下請企業からの法定福利費を内訳明示した見積書の提出状況について該当する番号を選んでください。

- ① 大多数の下請から十分な見積書が提出されている
- ② 大多数の下請から十分な見積書が提出されていない
- ③ どちらともいえない

回答欄

Q3. 下請契約時の法定福利費の明示

下請契約にあたり、法定福利費を明示して契約を締結していますか。次の選択肢の中から該当する番号を選んでください。

- ① 全ての契約で明示して締結している
- ② 一部の契約で明示し締結している
- ③ 明示しないで締結している

回答欄

IV. 若者・女性・障害者の雇用状況について

Q1. 若者の確保・育成

1-1. 28、29年度における若者(34歳以下)の採用状況についてお答えください。

年齢層	28年度	29年度
1. 19歳以下	人	人
2. 20～24歳	人	人
3. 25～29歳	人	人
4. 30～34歳	人	人

1-2. 若者の育成にあたって、貴社の取り組みを具体的に教えてください。

回答欄	
-----	--

Q2. 新入社員の初任給

2-1 30年度の新入社員の初任給について該当する番号を選んでください。

- ① 昨年度より引き上げた
- ② 昨年度と同額としている
- ③ 昨年度より引き下げた

回答欄

2-2. 2-1で③を選択した場合、その理由を教えてください。

回答欄	
-----	--

Q3. 女性の活躍推進

3-1 28、29年度の女性の採用状況についてお答えください(職種を複数兼ねる場合は主な職種でご回答ください)。

職 種	28年度	29年度
1. 技術者	人	人
2. 技能者	人	人
3. 事務系職員	人	人
4. その他	人	人

3-2 女性の活躍推進にあたって、貴社の取り組みを具体的に教えてください。

回答欄	
-----	--

3-3. 法定の「産前産後休業」「育児休業」※に上乗せした制度の有無について該当する番号を選んでください。

※「産前産後休業」(労働基準法第65条)
 本人からの請求により取得できる、出産予定日を含む6週間前の休業期間(産前休業)と、本人の申し出に関係なく就業することができない出産日翌日から6週間の休業期間(産後休暇)のこと。

「育児休業」(育児・介護休業法第5条)
 養育する子が満1歳(保育所に入所できない等一定の場合は満1歳6ヵ月)の誕生日を迎える前日まで認められている休業。

- ①両方とも上乗せした制度を設けている
- ②産前産後休業は、上乗せした制度を受けている
- ③育児休業は、上乗せした制度を設けている
- ④両方とも法定どおりで、特に上乗せした制度を設けていない

回答欄	
-----	--

Q4. 若手(40歳以下)と女性の雇用状況と監理技術者資格者証の保有者数
 貴社の従業員(技術者)のうち、若手(40歳以下)と女性の雇用状況についてお答えください。
 また、そのうち、監理技術者資格者証の保有者数を教えてください。

	人数	うち、監理技術者
従業員(技術者)	人	人
うち、若手(40歳以下)	人	人
うち、女性	人	人

Q5. 障害者の雇用状況

5-1. 障害者の雇用状況について該当する番号を選んでください。

- ①雇用義務※があり、障害者の雇用を行っている
- ②雇用義務はあるが、障害者の雇用を行っていない
- ③雇用義務はないが、実際には障害者の雇用を行っている
- ④雇用義務もなく、実際に障害者の雇用も行っていない

回答欄

※障害者の法定雇用義務
従業員を45.5人以上雇用している企業は、従業員に占める身体障害者又は知的障害者を法定雇用率(2.2%)以上にする義務があります。

5-2. 5-1で①または③を選択した場合、その人数と雇用率を教えてください。

	H30年12月1日時点	
雇用者数		人
雇用率		%

V. 労働環境・労働条件の現状について

Q1. 週休2日制の普及状況

貴社の建設現場の週休2日制の普及状況について該当する番号を選んでください。

- ①4週8休
- ⑤4週4休
- ②4週7休
- ⑥変形労働時間制
- ③4週6休
- ⑦その他
- ④4週5休

回答欄

Q2. 有休休暇の取得状況

貴社の平成29年における年間有休取得の平均取得日数について該当する番号を選んでください。

- ①5日未満
- ④10日以上11日未満
- ②5日以上7日未満
- ⑤12日以上
- ③8日以上9日未満

回答欄

Q3. 従業員の平均月間実労働時間数

28、29年度における従業員の月間実労働時間数(平均)についてお答えください。

	28年度		29年度	
月間実労働時間数(平均)		時間		時間

入札契約制度改革の本格実施後の状況

【前提条件】

- 予定価格250万円超の競争入札の工事が対象（公営企業局は除く）
- 期間区分による対象案件は以下のとおり
 - ・ 「制度改革前」とは、平成28年4月1日から平成29年3月31日の間に開札した案件を対象に集計したものである。
 - ・ 「試行期間中」とは、財務局契約については平成29年6月26日から平成30年6月24日の間に、各局契約については平成29年10月30日から平成30年6月24日の間に公表した案件を対象に集計したものである。
 - ・ 「本格実施後」とは、平成30年6月25日から平成30年12月31日の間に公表した案件を対象に集計したものである。

【財務局契約の対象件数（開札ベース）】

入札契約制度改革の実施内容		制度改革前 617件		試行期間中 564件		本格実施後 307件	
I 予定価格の事後公表	事前公表	617件	100.0%	33件	5.9%	200件	65.1%
	事後公表	—	—	531件	94.1%	107件	34.9%
II J V 結成義務の撤廃	単体のみ	433件	70.2%	328件	58.2%	198件	64.5%
	J V 結成義務	184件	29.8%	39件	6.9%	22件	7.2%
	混合	—	—	197件	34.9%	87件	28.3%
III 1者入札の中止 ※試行期間中は、当該制度により中止となった70件を含む	対象	—	—	405件	63.9%	—	—
	非対象	—	—	229件	36.1%	—	—
IV 低入札価格調査制度の拡大	最低制限価格	587件	95.1%	252件	44.7%	135件	44.0%
	低入札調査対象	30件	4.9%	312件	55.3%	172件	56.0%

【各局契約の対象件数（開札ベース）】

入札契約制度改革の実施内容		制度改革前 2,892件		試行期間中 1,649件		本格実施後 1,677件	
I 予定価格の事後公表	事前公表	2,892件	100.0%	21件	1.3%	1,676件	99.9%
	事後公表	—	—	1,628件	98.7%	1件	0.1%

※本格実施後の事後公表1件は、警察用庁舎の空調設備工事（予定価格 約345百万円）

基本的な指標（落札率、不調率、希望者数、応札者数）

【財務局契約】

- 平均落札率は、本格実施後も試行期間中と同水準
- 不調率は、本格実施後に試行期間中よりも改善
- 平均希望者数と平均応札者数は、本格実施後に試行期間中よりも減少

指標	制度改革前 開札617件 落札556件・不調61件	試行期間中 開札564件 落札465件・不調99件	〔 検証結果報告書 H30.2末時点 〕	本格実施後
				開札307件 落札262件・不調45件
平均落札率 (落札ベース)	93.2%	93.6%	(93.8%)	93.7%
不調率 (開札ベース)	9.9%	17.6%	(18.4%)	14.7%
平均希望者数 (落札ベース)	5.4者	6.2者	(5.9者)	4.8者
平均応札者数 (落札ベース)	3.9者	4.9者	(4.7者)	3.7者

【各局契約】

- 平均落札率は、本格実施後に試行期間中よりも減少
- 不調率は、本格実施後に試行期間中よりも改善
- 平均希望者数と平均応札者数は、本格実施後に試行期間中よりも減少

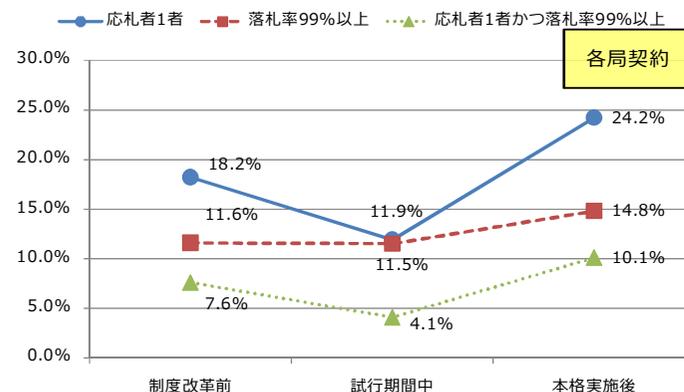
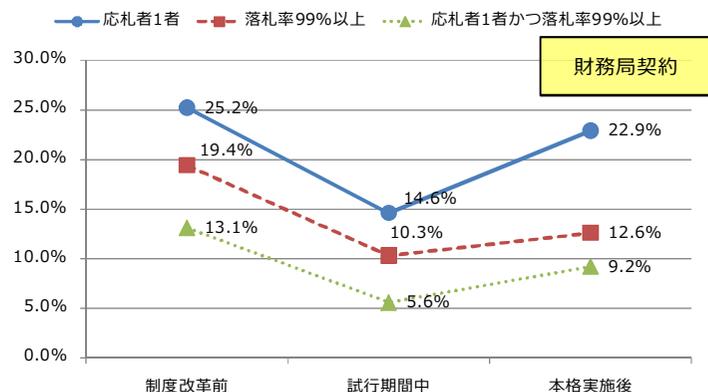
指標	制度改革前 開札2,892件 落札2,573件・不調319件	試行期間中 開札1,649件 落札1,267件・不調382件	〔 検証結果報告書 H30.2末時点 〕	本格実施後
				開札1,677件 落札1,386件・不調291件
平均落札率 (落札ベース)	90.9%	93.5%	(93.9%)	92.8%
不調率 (開札ベース)	11.0%	23.2%	(30.6%)	17.4%
平均希望者数 (落札ベース)	10.7者	10.2者	(9.0者)	8.8者
平均応札者数 (落札ベース)	4.9者	5.3者	(4.6者)	4.2者

I 予定価格の事後公表関連

【落札率99%以上、応札者1者の件数割合（落札ベース）】

○財務局契約は、各指標ともに本格実施後は制度改革前よりも発生割合が減少（特に落札率99%以上の割合は、制度改革前よりも約3.5割減少）

○各局契約は、各指標ともに上昇傾向



【入札参加者の応札行動（開札ベース）】

○財務局契約及び各局契約ともに、試行期間中は落札範囲内の割合が減少したが、本格実施後は増加

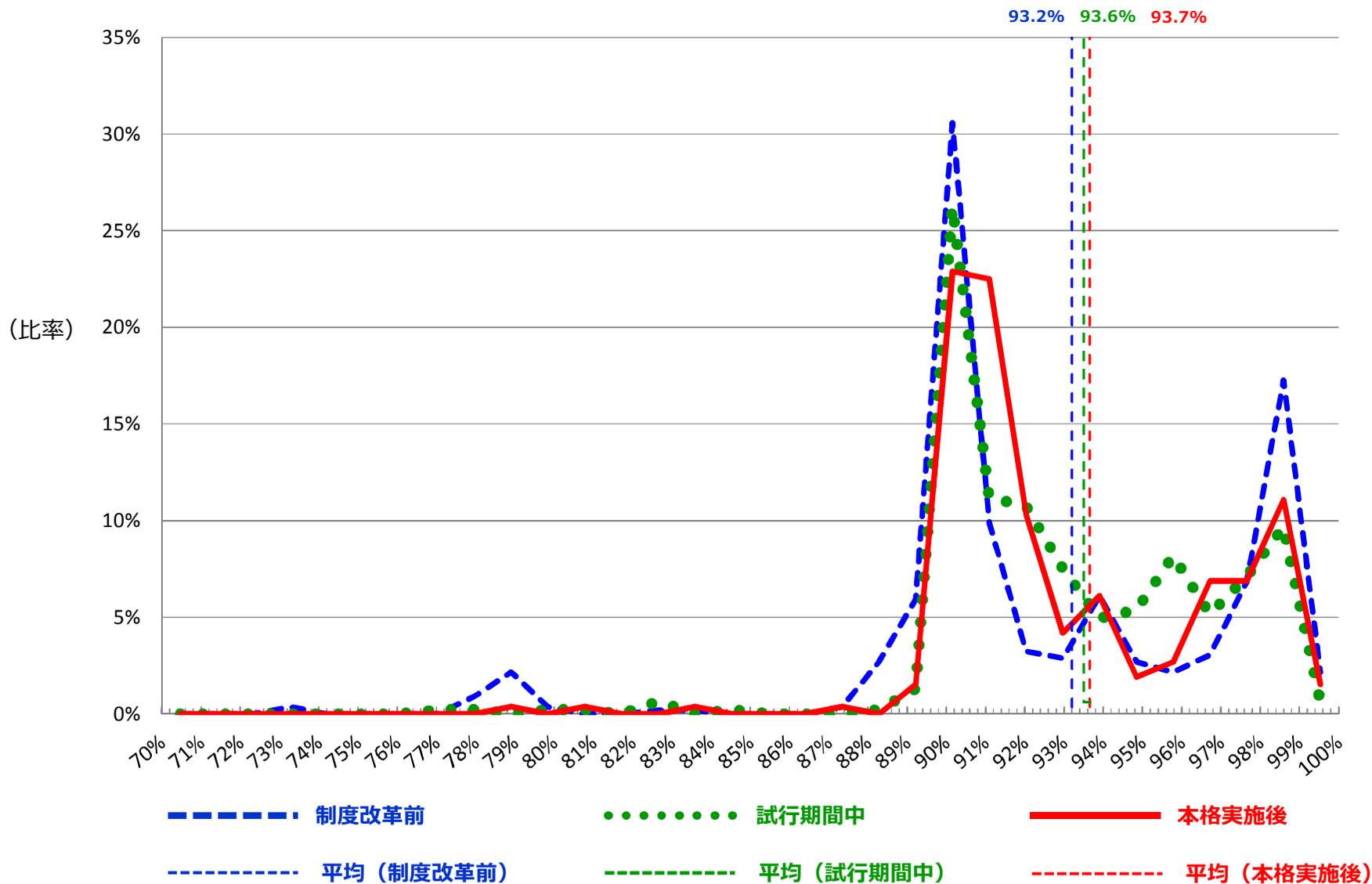
○財務局契約及び各局契約ともに、本格実施後の辞退・不参の割合は試行期間中よりも増加

	財務局契約			各局契約		
	制度改革前 対象3,997者	試行期間中 対象4,128者	本格実施後 対象2,071者	制度改革前 対象25,207者	試行期間中 対象14,581者	本格実施後 対象14,537者
予定価格の公表	事前	事後	事前・事後	事前	事後	事前
落札範囲内	1,764者 (44.1%)	1,212者 (29.4%)	685者 (33.1%)	10,812者 (42.9%)	3,167者 (21.7%)	4,823者 (33.2%)
最低制限価格等未	438者 (11.0%)	501者 (12.1%)	245者 (11.8%)	1,982者 (7.9%)	1,397者 (9.6%)	1,030者 (7.1%)
予定価格超過	-	758者 (18.4%)	65者 (3.1%)	-	2,684者 (18.4%)	2者 (0.0%)
辞退	1,275者 (31.9%)	1,269者 (30.7%)	800者 (38.6%)	10,242者 (40.6%)	5,915者 (40.6%)	7,077者 (48.7%)
不参	498者 (12.5%)	361者 (8.7%)	263者 (12.7%)	2,085者 (8.3%)	1,407者 (9.6%)	1,557者 (10.7%)
無効	22者 (0.6%)	27者 (0.7%)	13者 (0.6%)	86者 (0.3%)	11者 (0.1%)	48者 (0.3%)

I 予定価格の事後公表関連

【落札率の分布（財務局契約）】

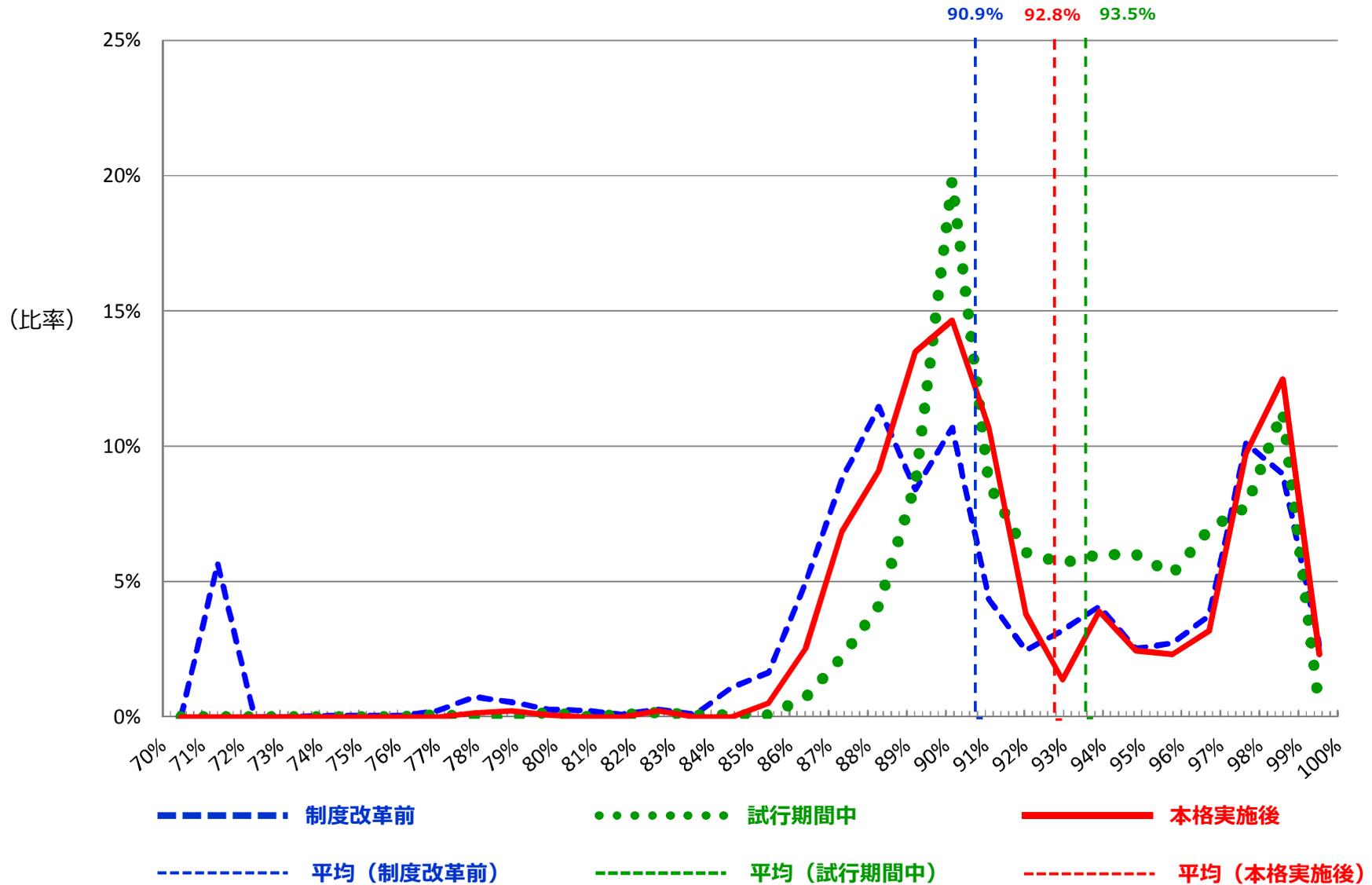
○制度改革前に発生していた予定価格付近の集中が試行期間中に減少し、本格実施後もそれを維持



I 予定価格の事後公表関連

【落札率の分布（各局契約）】

○予定価格付近の集中に大きな変化なし



II J V 結成義務の撤廃関連

【混合入札の導入による希望者数《平均》の変化（落札ベース）】

○平均希望者数が、制度改革前2.6者から、本格実施後5.1者へ倍増

業種	制度改革前 (J V 結成義務)	試行期間中 (混合入札)			本格実施後 (混合入札)		
	J V	合計	J V	単体	合計	J V	単体
全体	2.6者	5.7者	0.7者	5.0者	5.1者	1.0者	4.1者
建築	3.3者	7.7者	0.7者	7.0者	5.5者	0.6者	4.9者
土木	2.3者	5.3者	0.9者	4.4者	5.0者	1.7者	3.3者
設備	2.0者	4.9者	0.5者	4.4者	4.8者	0.5者	4.3者

※混合入札を導入した9業種（建築、橋りょう、河川、水道施設、下水道施設、一般土木、電気、給排水衛生、空調）を対象

【混合入札におけるJ V・単体別の受注件数《割合》の変化（開札ベース）】

○J Vが落札する割合が、試行期間中14.9%から、本格実施後19.8%へ上昇

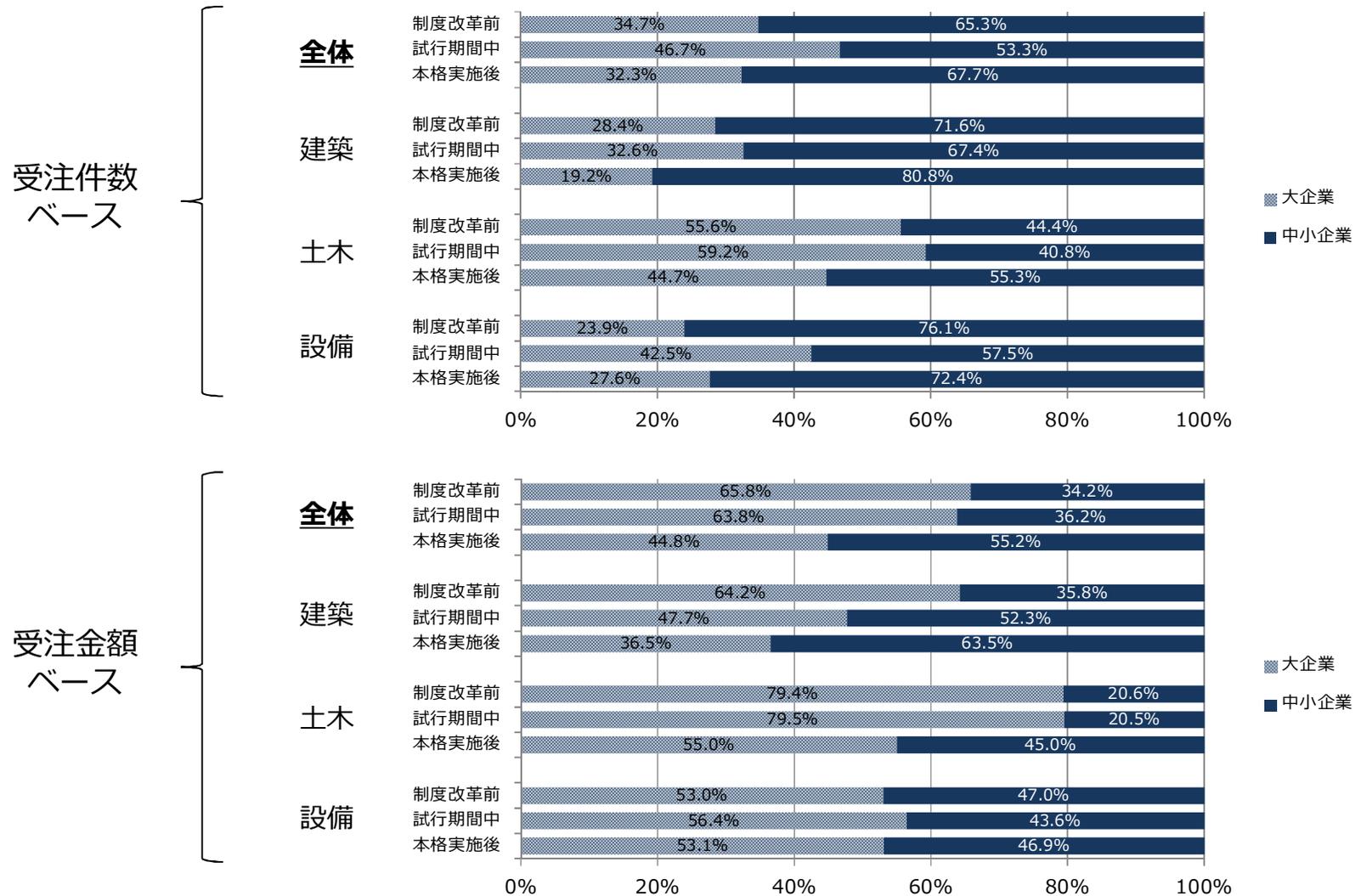
業種	試行期間中（混合入札） 対象194件			本格実施後（混合入札） 対象86件		
	J Vが落札	単体が落札	不調	J Vが落札	単体が落札	不調
全体	14.9%	68.6%	16.5%	19.8%	67.4%	12.8%
建築	10.4%	70.8%	18.8%	11.5%	73.1%	15.4%
土木	24.2%	65.2%	10.6%	35.5%	51.6%	12.9%
設備	10.0%	70.0%	20.0%	10.3%	79.3%	10.3%

※混合入札を導入した9業種（建築、橋りょう、河川、水道施設、下水道施設、一般土木、電気、給排水衛生、空調）を対象

II J V 結成義務の撤廃関連

【混合入札の導入による中小企業の受注状況の変化】

○全体として、受注件数及び受注金額ともに、本格実施後は試行期間中よりも中小企業の占める割合が増加



※混合入札を導入した9業種（建築、橋りょう、河川、水道施設、下水道施設、一般土木、電気、給排水衛生、空調）を対象

II J V 結成義務の撤廃関連

【総合評価方式における J V 結成時の加点状況（落札ベース）】

- 本格実施後、J V 結成で加点された割合が増加
- そのうち、契約まで至った割合も増加

	J V 加点対象 工事件数	うち J V 加点 実績あり
試行期間中	50件	9件 (18.0%) 【4件落札 (8.0%)】
本格実施後	32件	12件 (37.5%) 【8件落札 (25.0%)】

2件が技術点1点（技術実績評価型における J V 加点相当）の差で落札者が逆転

※混合入札を導入した9業種（建築、橋りょう、河川、水道施設、下水道施設、一般土木、電気、給排水衛生、空調）を対象

【技術者育成モデル J V 工事の発注状況（初回の状況）】

業種	件名	発注規模	開札月	希望者	応札者	備考
建築	都営住宅30H-109東 （江東区辰巳一丁目）工事	予定価格 2,163,175,200円	H30.9	1	1	契約者が指名停止により 契約解除
建築	都営住宅30H-106西 （多摩市諏訪五丁目）工事	14.5億円以上 16億円未満	H30.9	0	—	中止後、再発注（モデル 対象外）にて契約済
土木	石神井川整備工事（163）	予定価格 824,840,280円	H31.1	1	1	契約済
土木	仙台堀川護岸耐震補強工事 （その4）	7億円以上 9億円未満	H31.3.7			

Ⅲ 1者入札の中止関連

【1者入札の中止による影響】

	1者入札の中止対象件数	中止件数
試行期間中	405件	70件 (17.3%)

《再発注による影響》
 開札日の遅れ **+74.6日**
 工期の遅れ **+69.9日**
 ※中止70件のうち、再発注を済ませた69件の平均

【入札辞退の原因分析（辞退理由の回答を義務化した平成30年8月31日以降分について）】

- 企業規模別では、大企業、中小企業ともに「配置予定技術者の配置が困難」の割合が高い
- 時期別では、どの月も「配置予定技術者の配置が困難」の割合が高く、年末に向けてその割合は増加傾向

《企業規模別》

(単位：者)

区分	NO	辞退理由等	理由別件数		
			合計	大企業	中小企業
選択肢の選択	1	配置予定技術者の配置が困難	4,041 (64.8%)	391 (61.5%)	3,650 (65.2%)
	2	見積金額が当初見込みより過大	455 (7.3%)	30 (4.7%)	425 (7.6%)
	3	発注図書に不明確な部分あり	46 (0.7%)	3 (0.5%)	43 (0.8%)
	4	技術的に履行が困難	404 (6.5%)	48 (7.5%)	356 (6.4%)
	5	その他	1,288 (20.7%)	164 (25.8%)	1,124 (20.1%)
合計			6,234 (100%)	636 (100%)	5,598 (100%)

《時期別（辞退届を提出した時期）》

(単位：者)

区分	NO	辞退理由等	理由別件数				
			合計	9月	10月	11月	12月
選択肢の選択	1	配置予定技術者の配置が困難	4,041 (64.8%)	1,058 (50.9%)	1,027 (69.9%)	877 (73.4%)	1,079 (72.3%)
	2	見積金額が当初見込みより過大	455 (7.3%)	130 (6.3%)	142 (9.7%)	93 (7.8%)	90 (6.0%)
	3	発注図書に不明確な部分あり	46 (0.7%)	13 (0.6%)	18 (1.2%)	7 (0.6%)	8 (0.5%)
	4	技術的に履行が困難	404 (6.5%)	117 (5.6%)	102 (6.9%)	74 (6.2%)	111 (7.4%)
	5	その他	1,288 (20.7%)	759 (36.5%)	180 (12.3%)	144 (12.1%)	205 (13.7%)
合計			6,234 (100%)	2,077 (100%)	1,469 (100%)	1,195 (100%)	1,493 (100%)

IV 低入札価格調査制度の拡大関連

【低入札価格調査の実績（開札ベース）※拡大対象となった財務局契約において】

○試行開始（低入札価格調査の厳格化）以降、失格率は100%

（単位：件）

業種	制度改革前			試行期間中			本格実施後		
	対象 件数 ①	調査 件数 ② (②/①)	失格 件数 ③ (③/②)	対象 件数 ①	調査 件数 ② (②/①)	失格 件数 ③ (③/②)	対象 件数 ①	調査 件数 ② (②/①)	失格 件数 ③ (③/②)
全体	30	9 (30.0%)	3 (33.3%)	312	79 (25.3%)	79 (100%)	172	38 (22.1%)	38 (100%)
建築	14	3 (21.4%)	0 (0.0%)	59	20 (33.9%)	20 (100%)	35	8 (22.9%)	8 (100%)
土木	12	4 (33.3%)	2 (50.0%)	138	22 (15.9%)	22 (100%)	66	14 (21.2%)	14 (100%)
設備	4	2 (50.0%)	1 (50.0%)	115	37 (32.2%)	37 (100%)	71	16 (22.5%)	16 (100%)

【失格事由の内訳（低入調査を実施した応札者の延べ数に対して）】

○調査対象者の4割強が失格基準（数値的または工事成績）に該当

○調査票未提出の割合が最も大きく、本格実施後にその割合は増加

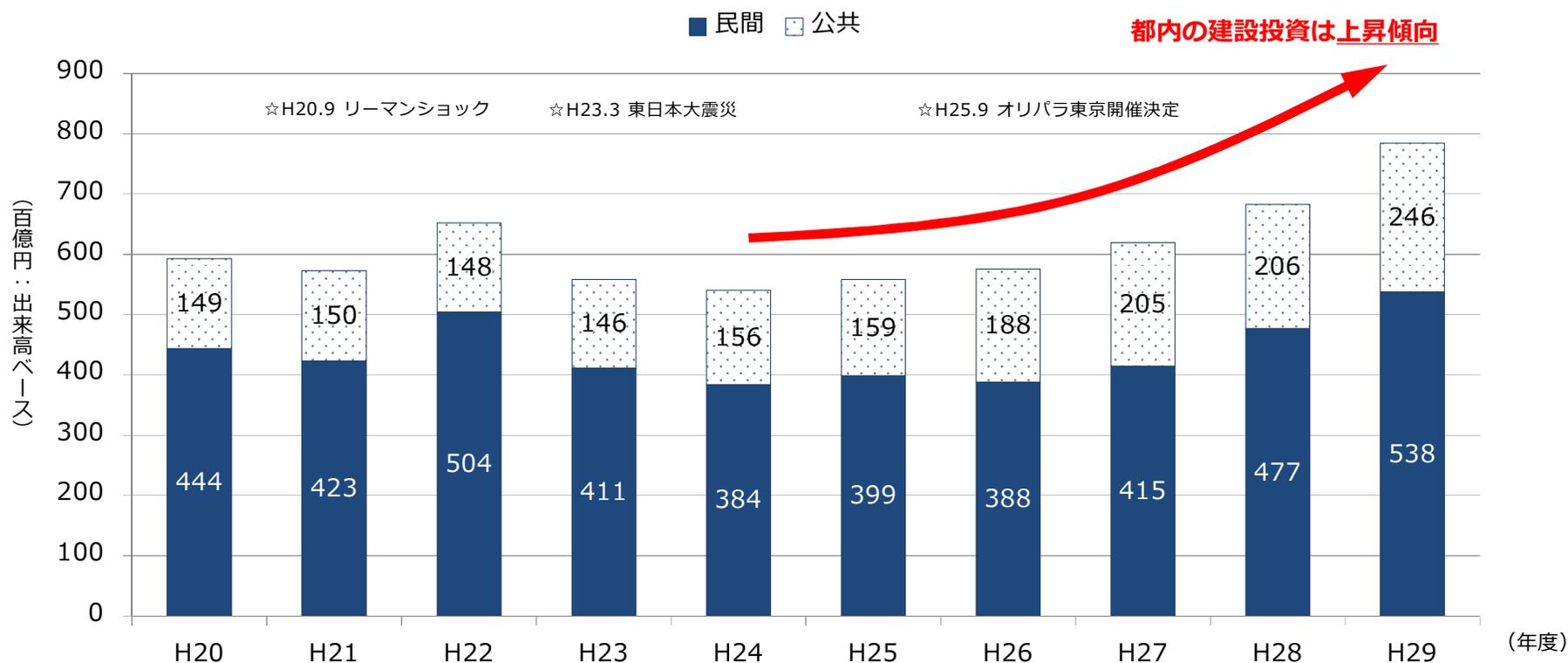
項目	試行期間中	本格実施後
①数値的失格基準	52者 (28.6%)	26者 (24.3%)
②工事成績失格基準	34者 (18.7%)	24者 (22.4%)
③調査票未提出	83者 (45.6%)	55者 (51.4%)
④調査票の不足・不備	13者 (7.1%)	2者 (1.9%)
合計	182者 (100%)	107者 (100%)



【参考資料1】入札契約制度改革の本格実施（制度の変遷）

	制度改革前	試行期間中	本格実施後
予定価格	事前公表	事後公表	事後公表（下記以外） + 事前公表（建築4.4億円未満 土木3.5億円未満 設備2.5億円未満）
J V 結成	J V 義務	混合入札	混合入札 + J V 義務（モデル工事（一部））
1 者入札	中止せず	中止する	中止せず
低入札 価格調査	W T O 以上 (24.7億円以上)	建築 4.4億円以上 土木 3.5億円以上 設備 2.5億円以上	建築4.4億円以上 土木3.5億円以上 設備2.5億円以上

【参考資料2】 都内における建設投資の推移



※建設政策研究所HP「建設関連統計－都道府県別建設投資の推移（国交省：建設総合統計）」より

《内訳》

(単位：百億円)

	年度									
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
民間	444	423	504	411	384	399	388	415	477	538
公共	149	150	148	146	156	159	188	205	206	246
計	593	573	652	557	540	558	576	620	683	784
対前年度比	1.03	0.97	1.14	0.85	0.97	1.03	1.03	1.08	1.10	1.15

↑ 約1.5倍